

議案第 1 号

規則第 2 号 公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

2021 年 3 月 20 日に日本社会福祉士会の臨時総会が開催され、「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」の提案により、30 歳以下の若年会員を対象に年会費を入会年度に限り無料とすること（3 年間試行）が承認された。

このことに伴い、本会では規則第 2 号により会費を規定しているため、同内容の規則の一部改正を行う。（別添資料参照）

なお、30 歳以下を対象とする事由については、大学等を卒業し間もない若年層は収入が少なく、合格時は社会福祉士登録費用等がかかることから、経済的負担を考慮し、入会初年度に限り会費を減免するものである。

対象者について、日本社会福祉士会に照会した結果、「入会年度に 30 歳の誕生日を迎える者まで」は、「入会年度に 30 歳の誕生日を迎える者まで（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの間に 30 歳の誕生日を迎える者まで）であり、入会申込時に 30 歳であってもその年度内に 31 歳になる者は適用除外となる」ことを確認。

2 改正内容

本会会費に関する規則（規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

制定附則に次の 1 項を加える。

- 2 第 3 条第 1 項で定める年会費は、2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満 30 歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022 年 4 月 1 日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。

以上

公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則の一部改正 新旧対照表

○改正した条文のみ記載。下線を付した部分は箇所を示す。

改正後	現行
公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則	公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則
規則第 2 号	規則第 2 号
2013 年 4 月 1 日制定	2013 年 4 月 1 日制定
2014 年 3 月 22 日一部改正	2014 年 3 月 22 日一部改正
<u>2022 年 3 月 12 日一部改正</u>	
第 1 条～第 6 条 （省略）	第 1 条～第 6 条 （省略）
附 則	附 則
1 本規則は、本会設立の日から施行する。	1 本規則は、本会設立の日から施行する。
<u>2 本規則第 3 条第 1 項で定める年会費は、2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満 30 歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022 年 4 月 1 日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。</u>	
入会年度の年齢が満 30 歳以下で、本会に初めて入会した者に限り	
附 則	附 則
1 この改正規則は、2014 年 3 月 22 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 1 項及び同条第 4 項の規定については、本会設立の日（2013 年 4 月 1 日）から適用する。	1 この改正規則は、2014 年 3 月 22 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 1 項及び同条第 4 項の規定については、本会設立の日（2013 年 4 月 1 日）から適用する。
<u>附 則</u>	
<u>この改正規則は、2022 年 3 月 12 日から施行し、2022 年 4 月 1 日から適用する。</u>	